

後退用地の寄附等に関する補助金交付手続きフロー

※後退用地を寄附する場合又は市が買収する場合は、土地の測量・分筆及び建築物等の撤去が必要です。

1 見積書の依頼

申請者から測量業者及び工事業者に依頼し、見積書を作成していただきます。

2 申請書の提出

土地を市に寄附するか買取ってもらうかを選択し「後退用地の寄附等に関する補助金交付申請書」（様式1号）と必要書類（見積書等）を添付し市へ申請してください。

※寄附か買取りにより補助金額が異なります。（別添の補助金交付要綱参照）

3 測量・分筆、建築物等の撤去

市の書類審査後、各業者へ測量・分筆及び建築物等の撤去を依頼してください。

4 各業者へ代金の支払い

測量・分筆及び建築物等の撤去が完了したら業者へ代金を支払ってください。

5 実績報告書の提出

「後退用地の寄附等に関する補助金交付実績報告書」（様式5号）・「請求書」に必要書類を添付し市へ提出してください。

6 土地の所有権移転

①寄附の場合

「土地の寄附採納願いについて（申請）」及び「登記原因証明情報及び登記承諾書」に必要書類を添付し市へ申請してください。

②買収の場合

分筆後の公図の写し、地積測量図及び登記事項証明書を市へ提出してください。
市より「売買契約書」「登記原因情報及び登記承諾書」「請求書」をお渡ししますので、記名捺印のうえ必要書類を添付し市へ提出してください。

7 所有権移転登記

市で所有権移転登記をします。

8 補助金の支払い

土地の所有権移転登記完了後「請求書」に記載した口座へ補助金及び土地代金を振込みます。